

千葉市障害者施策推進協議会条例の一部改正の概要について

1 改正の趣旨

障害者施策推進協議会は、本市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査、審議する機関として設置している。

今般、障害者差別解消法に規定された「障害者差別解消支援地域協議会」を障害者施策推進協議会の部会として設置するため、条例の一部を改正した。

2 改正の概要

(1) 部会（第8条）

障害者施策推進協議会に、障害者差別解消支援部会を置く。

・障害者差別解消支援部会では、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、情報を共有するとともに、それぞれの機関等における経験や専門知識を持ち寄り、障害者からの相談への対応等について協議する。

(2) 関係者の出席等（第7条）

協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

・障害者差別解消支援部会の設置に伴い、今後、委員以外の関係者の出席を求め、意見等を聴取、又は資料の提出を求めることができるよう、規定を整備する。

3 施行期日

平成28年4月1日

条例の新旧対象表は裏面のとおり

新旧対照表（千葉県障害者施策推進協議会条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉県障害者施策推進協議会条例</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第7条（略）</p>	<p>千葉県障害者施策推進協議会条例</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p><u>（関係者の出席等）</u></p> <p>第7条 <u>協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>（部会）</u></p> <p>第8条 <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の障害者差別解消支援地域協議会として、協議会に障害者差別解消支援部会（以下「部会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 部会は、会長が指名する委員で組織する。</u></p> <p><u>3 部会に部会長を置く。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。</u></p> <p><u>5 部会長は、部会の事務を掌理する。</u></p> <p><u>6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u></p> <p><u>7 前3条の規定は、部会について準用する。</u> <u>この場合において、第5条第1項中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「協議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第3項、第6条第1項及び前条中「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>8 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第9条（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。